

個人情報保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を促進することによる、新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上の実現及びマイナンバーの利用事務拡充のために所要の改正を行うもの

個人情報保護法

番号利用法

個人情報の保護と有用性の確保に関する制度改正

- 個人情報の取扱いの監視監督権限を有する第三者機関（個人情報保護委員会）を特定個人情報保護委員会を改組して設置 など

特定個人情報（マイナンバー）の利用の推進に係る制度改正

- 金融分野、医療等分野等における利用範囲の拡充
⇒預貯金口座への付番、特定健診・保健指導に関する事務における利用、予防接種に関する事務における接種履歴の連携等

個人情報保護法の改正のポイント

定義の明確化等

- ・個人情報の定義の明確化（身体的特徴等が該当）
- ・要配慮個人情報（いわゆる機微情報）に関する規定の整備
- ・個人情報データベース等から権利利益を害するおそれが少ないものを除外

法の適用範囲の見直し

- ・小規模取扱事業者（取り扱う個人情報の数が5,000件以下の事業者）を個人情報保護法の規律対象とする規定の整備

適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

- ・利用目的の変更を可能とする規定の整備
- ・匿名加工情報に関する加工方法や取扱い等の規定の整備
- ・認定個人情報保護団体による個人情報保護指針の作成や届出、公表等の規定の整備

個人情報の流通の適正さを確保

- ・本人同意を得ない第三者提供（オプトアウト規定）の届出、公表等厳格化
- ・トレーサビリティの確保（第三者提供に係る確認及び記録の作成義務）
- ・不正な利益を図る目的による個人情報データベース等提供罪の新設

個人情報保護委員会の新設及びその権限

- ・個人情報保護委員会を新設し、現行の主務大臣の権限を一元化

個人情報の取扱いのグローバル化

- ・国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供に関する規定の整備
- ・外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の整備

請求権

- ・本人の開示、訂正等、利用停止等の求めは請求権であることを明確化

農林水産省メールマガジン（平成29年2月6日第727号）の掲載内容

「2. 農林水産省の動き」の「(1) トピックス」から掲載カ所を抜粋

◇全ての事業者に個人情報保護法が適用されます。

・個人情報保護法が改正され、平成29年5月30日から、現在、個人情報保護法の適用対象とされていない小規模の農林漁業者等（保有する個人情報が5,000人分以下の事業者）も、個人情報保護法の対象となります。

自分の経営や法人等が取引先や従業員の個人情報について、
(1) 取得する際に利用目的を本人に伝えること、(2) 決めた目的以外に使わないこと、(3) 安全に管理すること、(4) 本人に無断で他人に渡さないこと等適切に取り扱っているか、今のうちから確認しておきましょう。

個人情報の安全管理措置については、改正法の附則において小規模の事業者の円滑な事業活動に配慮すべきとされたことを受けて、中小規模事業者（従業員100人以下の事業者）に過度の負担とならないような手法例がガイドラインにおいて示されています。

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）
「8（別添）講ずべき安全管理措置の内容」の「中小規模事業者における手法の例示」を確認しましょう。

個人情報を適切に取り扱って、取引先や従業員からの信用を守りましょう。

個人情報保護法に関する御質問等については、「個人情報保護法質問ダイヤル」にお問合せください。

電話：03-6457-9849

受付時間：9:30 ～ 17:30（土日祝日及び年末年始を除く）

また、個人情報保護法の概要、よくある質問（Q&A）及びガイドラインについては、個人情報保護委員会ホームページに掲載されています。

⇒ <http://www.ppc.go.jp/personalinfo/>（外部リンク）

すべての事業者に 個人情報保護法が全面適用されます

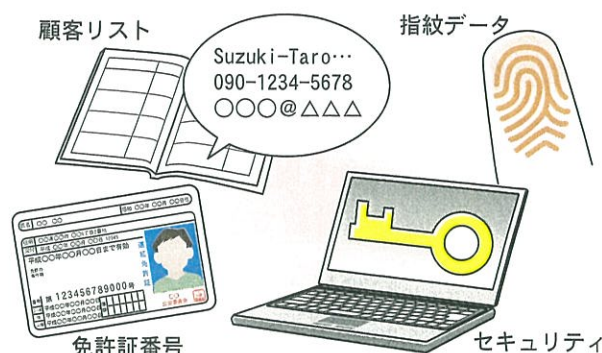
情報漏えいによる損害賠償などのニュースをよく目にしますが、平成29年5月30日から改正個人情報保護法が施行され、「保有する個人情報が5,000人以下の事業者」の適用免除が撤廃されます。これによって、すべての事業者に個人情報保護法が適用されることになります。

そもそも「個人情報」とは何か？ ～正しい理解とリスク管理を！～

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日、その他の記述等によって「ある特定の人物」だとわかるものです。

また、他の情報と容易に照合することで、「ある特定の人物を識別できるもの」も個人情報に含まれます。

例えば、「従業員A」の氏名と紐づけて住所、携帯電話番号、メールアドレス、家族構成等を会社が管理していれば、それらはすべて



「従業員A」の個人情報になります。

一般に、図表1のようなデータを業務に利用していれば、「個人情報取扱事業者」として、個人情報保護法の義務を負います。

図表1 個人情報の例

- メールソフトのアドレス帳
- 仕事で使う携帯電話の電話帳
- ソフトウェア等でリスト化された従業員名簿や顧客台帳
- 五十音順に整理し、インデックス等を付けてファイリングした登録カード
- 本人と判別できる防犯カメラ等の映像
- 本人の氏名が含まれた音声録音
- 本人を識別できるメールアドレス
※suzuki-taro@sample.comなどsample社の「スズキ・タロー」とわかるなど
- 電話帳、職員録、新聞、SNS、ホームページ等で公にされた本人を識別できる情報
- 指紋、掌紋、顔の認識データ、手のひらや甲の静脈形状データなど
- 旅券番号、免許証番号、基礎年金番号
- 国民健康保険、老人医療保険、雇用保険などの被保険者証の記号、番号、符号

守らなければならない 「5つのルール」

個人情報保護法では、顧客や従業員の個人情報について、①取得、②利用、③保管、④他人への提供、⑤開示、それぞれにおいて守らなければならないルールがあります。

① 取得のルール

個人情報を取得するときには、何に使うのか、利用目的を具体的に決めておかねばなりません（関連するアフターサービス、新商品・サービスに関するお知らせのため等）。

その利用目的は、取得の際、本人に伝えるか、あらかじめホームページや店頭などで公表する必要があります。

顧客から個人情報の利用目的を聞かれたら、正しく答えられるようにしておきましょう。

② 利用のルール

取得の際に、特定した利用目的の範囲内でしか個人情報を利用できません。

例えば、商品配送のために取得した顧客の住所を使って、ダイレクトメールなどの宣伝に使うことは目的外利用となります。

すでに取得した個人情報を他の目的に利用するときには、あらかじめ本人の同意が必要になります。

③ 保管のルール

個人情報をパソコンで管理したり、名簿等にまとめるときには、管理の安全性が問われます。例えば、パソコン上の電子ファイルにパスワードを設定する、ウイルス対策ソフトを入れるなどの対策が必要です。

紙媒体の場合は、鍵の付いたキャビネットなど施錠できる場所に保管します。

また、会社の保有する個人情報を、従業員が私的に使ったり、誰かに話したりすることがないように社員教育を行う必要があります。

④ 他人への提供のルール

個人情報を他人（本人以外の第三者）に渡すときは、事前に、本人の同意が必要です。

ただし、次の場合は、事前の同意がなくて

も、第三者への提供には該当しません。

- ①確定申告書の作成など、法令に基づく場合
- ②災害時など、人命に関わる場合で、本人から同意を得るのが困難な場合
- ③業務を委託する場合（商品配送のため、配送業者に住所等を渡すなど）

⑤ 開示のルール

本人から自分の個人情報の開示や訂正・削除等を求められた場合は、それに応じなければなりません。また、苦情の申出先や開示請求等の方法などを本人が知り得る状態にしておく必要があります。

適切な管理で信用を守る

個人情報保護法では、事業者や従業員が誤って個人情報を漏えいしてしまった場合でも、直ちに罰則が科せられることはありません。

しかし、企業の信用低下による取引等への影響、民事上の損害賠償請求リスク、お詫び状・謝罪広告などの事故対応費用の発生など、経営に多大な影響を与えることになります。

個人情報の取扱いルールを守って、適切な管理を行い、個人情報保護の方針を外部に開示することで、顧客からの信用を守りましょう。



改正個人情報保護法の主なポイント

- ① 5,000件要件が撤廃され、すべての事業者に個人情報保護法が全面適用されます。
- ② 指紋・顔認識データなどの身体的特徴なども個人情報に含まれることが明確化されます。
- ③ 人種・信条・病歴など不当な差別や偏見が生じる可能性のある個人情報を「要配慮個人情報」と定め、原則として、取得には同意を義務づけ、同意を得ない第三者への提供が禁止されます。
- ④ 名簿業者対策として、第三者提供にあたり、取得経緯の確認・記録の作成と保存が義務化されます。
- ⑤ 不正利用を目的とした第三者提供や盗用に罰則（個人情報データベース不正提供罪）が設けられます。